

e-NEXI

2015 年 9 月号

▶特集

シンガポール事務所の目から見たアジア市場の今後の動向……………1

▶カントリーレビュー

イラン: 核開発協議の合意と経済制裁解除・緩和の見通し……………6

▶NEXI ニュース

NEXI Web サービスのリニューアルスタートについて……………13

発行元

発行・編集 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

営業推進室

シンガポール事務所長の目から見たアジア市場の今後の動向

シンガポール事務所長 入野 泰一

(はじめに)

NEXIシンガポール事務所は3か所ある海外事務所(パリ、ニューヨーク、シンガポール)の一つとしてアジア・オセアニア地域を担当しています。NEXIシンガポール事務所ではe-NEXI3月号で業務概要をご紹介したとおり、各種制度の紹介、再保険関係業務、中長期の大型案件引受の側面支援やフォローアップの他、所管地域の政治経済動向等の調査や各国の貿易保険機関(ECA)、金融機関、日系企業、日本政府関係機関等とのネットワークの構築などを行っています。

私自身もシンガポールをベースにASEAN諸国を中心に北東アジア、南アジア、オセアニア地域へ出張する機会が多い日々を送っています。

今年シンガポールは建国50周年を迎え、今やアジアの貿易、物流、金融等のハブ機能を有しています。日系の商社や金融機関等のアジア地域統括本部が数多く置かれ、シンガポールの日本人商工会議所の会員数も2011年には約720社だったのが、2015年に入って830社を超えるまでに増加しています。シンガポールの日系企業の方々との意見交換、ネットワーク構築も大事な業務と位置付けています。

(NEXIの引受実績及び責任残高)

NEXIの2014年度の引受実績及び責任残高に関しては、地域別にはアジアが引受実績において約4.6兆円と全体の41.8%(約10.2兆円)を占め、責任残高もアジア向けが約7.5兆円と最も大きく、全体の44.5%(約16.5兆円)を占めています。2014年度引受実績の上位10カ国にはインドネシア、中国、タイ、韓国、ベトナム、マレーシアのアジア6カ国が入っています。

ベトナムは引受責任残高が世界最大の引受になり、引受の内訳もタイなどに比べて中長期の引受が多い国になっています。新興国としてはミャンマーなども引受をスタートしており、投資保険などを中心に保険引受が増加傾向にあります。インド、バングラデシュなど南西アジアに関してもインフラ関係の支援も含めて今後注目をしています。

ベトナム財務省とは、2014年12月に両機関の長期的かつ互恵的な協力関係の推進に向けてMOUを提携しました。これによりベトナムにおけるニーズの高いインフラ整備関連のプロジェクト実現などのビジネス拡大や日本・ベトナム両国の友好、パートナーシップの更なる発展が期待されています。

またアジアの最後のフロンティアといわれるミャンマーに関しては、2012年8月に8年ぶりに中長期保険の引受を再開して以来2014年4月の1号案件を機に2014年度の引受実績は4件となりました。2015年度に入っても中長期にかかる保険引受が加速しており、今後更に伸びていくものと考えています。

(アジアの市場の動向)

アジア地域は多様な地域ではありますが、潜在的な成長力も期待され、また2015年末にはASEAN経済共同体(AEC)が実現します。日本では少子高齢化が課題になっていますが、人口ボーナスがあるベトナム、インド、インドネシア、フィリピンには人口構成から新たな期待が寄せられます。一方、新興国の需要をけん引していた中国経済の減速が懸念されています。経済がグローバルに連鎖して各国経済が

相互依存関係を深めている中で、ある国の経済状況が依存関係の深い国の経済へ大きな影響を与えているのが現状です。減速傾向にあるアジアの景気ですが、まだまだ世界の経済成長の原動力としての地位はゆるぎないものがあります。

アジアでは昨年インドネシアやインドで新しいリーダーが選挙により選ばれました。インドネシアでは新政権のリーダーシップのもと35ギガワットの電力発電所計画を含むインフラ計画が打ち出され、実行に向けて努力がなされているところであり、ファイナンス面の課題もありますが日系企業にとっては新たなビジネスチャンスと捉えることができます。

インフラ需要に関してはアジア開発銀行(ADB)の試算ではアジアには2010年から2020年の間に8兆ドルの需要が見込まれていますが、一方でファイナンス面での課題が重要になってきます。

我が国の経済成長を持続的なものにするには、アジアをはじめとした成長著しい海外市場の需要を取り込んでいくことが不可欠であります。海外におけるインフラ需要に対しては、我が国は特に質の高いインフラ投資をもって応じていくことが重要になってきています。

日系企業に関して申し上げますと、各地の日本人商工会議所の会員数は増加傾向にありますし、地銀の海外拠点もシンガポールやタイなどでこの数年、急増傾向が続き、大企業のみならず中小企業やサービス業も海外展開している傾向にあります。日本人商工会議所の会員数では、例えばベトナムのホーチミンでは、2011年に497社であったのが最新786社、ハノイでは同じく408社から617社へ増加傾向にあります。ミャンマーも2011年に53社だったのが2014年には約220社と急増しています。

こうした海外進出する日系企業を支援するためには、交通渋滞の解消や電力不足に対応するインフラを形成することが重要であり、NEXIはそういった観点から発電設備の建設や高速道路建設の支援を実施しています。こういった支援は当然地域の経済発展にも大きく貢献しています。

(取引信用保険の動向)

海外に展開している日系企業は従来の日系の系列取引以外に、自力での内外での市場開拓が求められています。

新たな市場の開拓をお手伝いしていく、アジアにおける取引信用保険に関する市場については、NEXIは日系海外子会社等による第三国へ輸出や国内販売について現地の日系損害保険会社を通じたフロンティングスキーム(再保険の引受)を活用して、シンガポール、香港、タイの三カ国で保険引受に取り組んでいます。

個々のマーケット分析としては、シンガポールは取引信用保険への関心の高い企業も多く、ハイリスクカントリー向けなどを中心にもっとも成約実績がでています。香港に関しては香港内、中国、台湾との取引に関する関心が高く成約事案も着実に増えています。1年遅れてスタートしたタイでも、ビジネス拡大のための新たな取引先としてのローカルパイヤーを中心とした照会事案が増加しています。

またアジアの6つのECA(シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、台湾、香港)との間でも再保険協定を結んで、各機関が引受を行った海外日系企業の取引信用保険の一定割合をNEXIが再保険の形式で引受を行っています。これまでの海外に進出している日系企業の取引は、与信がはっきりしている日系パイヤー中心の取引であったため取引信用保険を利用する企業はむしろ少数派でしたが、従来

の取引先以外の取引先を見つけるなど、販路拡大の観点からローカルバイヤーとの取引を志向する傾向や与信情報が入手できない状況もでています。新たな販路を地域の国内外のローカルバイヤーに求める場合など、取引信用保険の活用を検討する企業が増えてくると見込まれています。また中国などの景気後退などで経済の先行きが不透明な中で、バイヤーの与信の観点から取引信用保険のニーズが生じてきている現状もあります。

(アジアECAとの関係構築)

市場が不透明な中リスク軽減の観点からも各国とのECAとの情報交換は重要です。NEXIを含むアジアのECAのCEOが集まるRCG会合も過去7回開催され、各ECAで課題や市場の変化等に関する情報交換を実施しており、昨年は香港で開催され私も参加しました。



(RCG 会合 参加者全体写真 2014年7月 香港において)

また韓国のK-Sureとのバイ協議も1994年から開催されており今年9月に第22回目のバイ協議が日本で開催されます(昨年は韓国で開催されました。下記写真は会議中の様子)。K-Sureはアジアにジャカルタ、ホーチミン他6か所の海外事務所がありますが、出張時には事務所を訪問して意見交換も行う海外事務所間でのネットワーク構築にも努めています。



(左側:CEOのKim Young-hak氏(左から3人目)をはじめとするK-sureの出席者
右側:板東理事長(右から2人目)をはじめとするNEXIの出席者)

各ECAとは、個別に意見交換を実施しています。新しく着任したシンガポールのECICSのCEOのTerence Teo氏とはシンガポール事務所の所員も一緒に、先日アジア地域の経済情勢などに関して意見交換しました。過去の通算引受実績に関して、ECICSは上述のECA再保険の全体の約6割の引受件数を占めています。またマレーシア輸銀やタイ輸銀、ASEI(インドネシア輸出保険公社)の幹部も訪問して、各国の取引信用保険の市場や各機関の課題、日系企業の動向などに関して幅広く意見交換を行っています。



(ECICS事務所にてECICS CEOのTerence Teo氏(右)とともに)

(おわりに)

昨今ではプロジェクトの規模拡大に伴い資金調達に関しては複数のECA、金融機関によるコラボレーションの重要性が増しています。例えば豪州のRoy Hill鉄鉱山開発プロジェクトやベトナムのビンタン4発電プロジェクトにおけるファイナンスにおいてNEXIとK-Sureをはじめとする他国ECAとのコラボレーションが

実現しています。

一方で、日本の地銀もインフラ関連の融資に積極的な姿勢を見せており、日本のメガバンク等と協調して参加するという傾向にあり、その融資に関してNEXIの保険をご利用いただいています。

アジアのインフラ需要に応じていくためにはオールジャパン的な取り組みも必要ですし、また国を超えて関係機関が協力して対応していくことの重要性が大きくなってきています。そうした取り組みを進める中で、現地経済の発展と我が国の経済発展が有機的に深まっていくようなWin-Winの関係が構築されていくことが益々重要になっていると思っています。

また販路拡大の観点から新たな取引先を見つけようとする日系企業の動きが各地で出ており、販路拡大のリスクを少しでも軽減するような形で保険利用を考えている企業も増えており、そういった企業のお手伝いをするのも大変重要な課題だと認識しています。

最後になりますが、シンガポールにいらっしゃる方、またシンガポールに出張でお越しになられる方も、お時間が許せばNEXIシンガポール事務所にお立ちよりのいただければと思います。シンガポール事務所一同お待ちしております。

【シンガポール事務所の住所、連絡先】



c/o JETRO 16 Raffles Quay#38-05, Hong Leong Bldg. Singapore 048581

Tel.65-6429-9582 Fax.65-6220-7242

イラン：核開発協議の合意と経済制裁解除・緩和の見通し¹

審査部 カントリーリスクグループ 福島 勁太郎

<Point of View>

2015年7月14日、P5+1（米国、英国、フランス、ロシア、中国、ドイツ）とイランの間で行われていた、イラン核開発協議が最終合意に至った。イランが核開発の制限をした後に、米国、EU、国連安保理がイランに対する制裁を解除、または緩和すると定められた。今後、予断を許さないものの制裁の解除・緩和は早ければ、2015年12月になると見られている。

1. はじめに

P5+1（米国、英国、フランス、ロシア、中国、ドイツ）とイランの間で行われていた、イランの核開発協議が2015年7月14日に最終合意に至った。これによりイランは今後、制裁解除・緩和を受け、疲弊した経済の立て直しが可能となり、他方、欧米はイランの核保有国化を阻止できる見通しである。

核合意の成果文書は「包括的合意行動計画（Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA）」としてまとめられ、イラン、米国、EU及び国連安全保障理事会（国連安保理）が今後10年間で履行すべき項目が述べられている。

本カントリーレビューでは最初にJCPOAで定められた合意履行のスケジュールを確認する。次に合意の履行内容をイラン、米国、EU、国連安保理に分けて、整理する。最後に合意履行を妨げると見られる障害をレビューする。

2. イラン核合意の履行スケジュール

2015年7月14日にP5+1とイランの間で核開発協議が最終合意に達し、JCPOAに則って、イランの核開発の制限、欧米による経済制裁解除・緩和、安保理の制裁解除が進められることとなった。

イラン核開発問題の解決に向けて、JCPOAでは10年間のタイムフレームが定められた。このタイムフレームの中でイラン、米国、EU、国連安保理の合意履行内容が五段階に分けて、規定されている。

¹本カントリーレビューの中の意見や考え方に関する部分は筆者個人としての見解を示すものであり、日本貿易保険（NEXI）としての公式見解を示すものではありません。尚、信頼できると判断した情報等に基づいて、作成されていますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。

具体的には以下の通りになる。

1. Finalisation Day	<p><2015年7月14日> P5+1とイランで核合意が成立した日</p>
2. Adoption Day	<p><2015年10月18日、又は10月18日以前でP5+1とイランが同意した日> JCPOAを承認する国連安保理決議2231号が採択された2015年7月20日から90日後である10月18日、もしくは10月18日以前でP5+1とイランが同意した日がAdoption Dayとなる。 米国とEUはこの日以降、経済制裁解除・緩和の準備に入る。イランはJCPOAに則って、核開発の制限を始める。</p>
<u>3. Implementation Day</u>	<p><u><2015年12月から2016年5月の間（予定）></u> イランが核開発の制限を実施したと国際原子力機関（IAEA）が承認し、検証報告を提出した日 <u>米国とEUはJCPOAに則って、経済制裁の部分的解除・緩和を行う。国連安保理は2006年からイランに課してきた7つの制裁（安保理決議）を解除する</u></p>
4. Transition Day	<p><Implementation Dayから2023年10月18日の間（予定）> この日にEUは更なる経済制裁解除・緩和を実施する。他方、米国は立法措置をもって、核関連の制裁法を終結させるよう努力する。</p>
5. Termination Day	<p><2025年10月18日の予定> この日にEUは残された経済制裁をすべて解除する。この日をもって、JCPOAを承認する国連安保理決議第2231号が失効することとなり、イランの核開発問題は安保理で議題に上らなくなる。²</p>

²安保理決議2231号ではAdoption Dayから10年後であるTermination Dayをもって、本決議が失効し、イランの核開発問題が安保理で議題に上らなくなる旨、述べられている。つまり、これはイランの核開発問題が国際社会の脅威と見なされなくなるということを意味することとなる。

3. JCPOAで定められた履行内容

以下、Implementation Dayを中心にイランの合意履行及び、それに伴う米国、EU、国連安保理の制裁解除・緩和の内容を見ていこう。

(1)イランによる核開発の制限・核関連活動の大幅な縮小

イランはJCPOAに則って、自国の核開発能力を大幅に制限する予定である。核開発能力を大幅に制限することによって、欧米は今後10年間、イランが核兵器一個分の核物質を取得するのに要する期間を2-3ヶ月から1年に延ばせる。1年に延ばすことによって、イランが万が一、合意を反故にした場合に対応策を協議できる時間的猶予を作ることができる。

イランが実施する主な措置は以下の通りである。

- ウラン濃縮に用いる遠心分離器の数をImplementation Dayから10年間、6,000台程度に制限（最終合意前は19,000台）
- 濃縮ウラン貯蔵量をImplementation Dayから15年間、300キロに制限（最終合意前は10トン）
- ナタンズの施設においてのみウラン濃縮関連の研究を許可（Implementation Dayから15年間）
- アラク重水炉を改修し、兵器に転用可能なプルトニウムを製造できないようにする
- アラク重水炉で生み出された使用済み核燃料を国外へ搬出
- IAEAによる査察の受け入れ

イランはAdoption Dayの後、上記で述べた措置に取りかかる。イランが核開発能力を制限した（合意を履行した）とIAEAが承認し、検証報告を提出すると、次のステージであるImplementation Dayが到来する。³

(2)米国による経済制裁の解除・緩和（制裁解除の対象はNon-U.S. personsのみ）

米国はイランの合意履行に応じて、経済制裁解除・緩和を行うと約束した。最初の経済制裁解除・緩和はImplementation Day（2015年12月～2016年6月の間）に実施される予定である。

³ 2015年7月14日、JCPOAとは別にイランは別途IAEAとの間で「未解明問題」に関するロードマップに署名している。このロードマップではイランによる核兵器開発の可能性（Possible Military Dimension: PMD）をIAEAが精査することとなっている。最終報告は2015年12月15日に提出される予定である。

特筆すべき経済制裁解除として、SDN (Specially Designated Nationals) リスト掲載のイラン中銀を含むイラン金融機関・個人・団体との金融取引が挙げられる。この制裁解除によって、日本企業はより多くのイラン企業との資金決済が可能になると見込まれる。

またイランの石油・ガスセクターへの投資、石油化学製品やガスの購入・取得・輸送・販売、自動車セクターに対する自動車製品の販売・供給・輸送も経済制裁の解除・緩和対象となっており、こういった分野に強みを持つ日本企業は恩恵を受けると見られる。

その他の主な制裁解除・緩和対象は以下の通りである (JCPOA Article 21より)。

- イラン政府によるドル紙幣の利用
- 二国間貿易で得た資金のイラン側への送金
- イラン国債の購入
- イランの造船業・運輸業者・港湾管理業者との取引
- グラファイトやアルミニウム、鉄鋼、石炭の取引
- 民間航空機の売却⁴

ただ米国による経済制裁の解除・緩和の対象となっているのは、米国が課している制裁の一部であって、Non-U.S. persons⁵だけが恩恵を享受する点に留意する必要がある。定義上、日本企業はNon-U.S. personsに該当するため、イランビジネスにおいて米国による経済制裁解除・緩和の恩恵を受けることができる。

他方、U.S. personsによるイランビジネスへの制裁は上記の対象外である。このため、日系企業の米国法人は引き続き、経済制裁の対象となり得るし、イランとのドル決済は今後も制限を受ける恐れがある。

(3)EUによる経済制裁の解除・緩和

EUの経済制裁解除・緩和の対象は主にEU－イラン間の取引となっている。EUはImplementation Day、Transition Day、そしてTermination Dayと三段階に分けて、経済制裁解除・緩和を実施する予定である。

Implementation Day以降、イラン中銀やイラン金融機関などに対するSWIFTサービスが提供され、EUとイラン間で資金送金が可能になる。またイラン産原油・ガスの輸送及び

⁴ 民間航空機の売却に関しては Article 22 で規定されている。

⁵ JCPOAではNon-U.S. personsは次の通り定義されている。

「以下を除く個人と組織：米国市民、アメリカ永住権を所持している外国人、米国法に基づいて設立された会社（海外支店を含む）、米国内に滞在している人、米国内にいる企業、米国人によって所有されている組織」

輸出、イランの石油ガスセクターへの投資を制限した制裁が解除・緩和される見込みであり、カーゴ船・オイルタンカーの設計及び建築を禁じた制裁が解除・緩和されることも相まって、欧州企業のイラン・エネルギーセクターへの進出が強まると予想される（フルリストはJPCOA Article 19より参照可能）。

上記の通り、米国による制裁解除・緩和はNon-U.S. persons向けである一方で、EUによる経済制裁解除・緩和は主にEUとイラン間の取引に絞ったものとなっている点に相違がある。

(4)国連安全保障理事会による制裁解除

国連安保理はImplementation Dayの到来をもって、2006年から順次イランに課してきた7つの制裁（安保理決議）⁶を解除する。解除される主な制裁は以下の通りである。

- 安保理決議の付属文書（Annex）に記載された団体・個人の資産凍結
- 安保理決議の付属文書（Annex）に記載された個人の入国・通過の監視
- イラン金融機関（セパ銀行等）に対する制裁
- イランに対する新規の無償援助・資金援助禁止
- 大量破壊兵器を輸送している疑いのある航空機や船舶の貨物検査

イラン金融機関に対する制裁が解除される見込みで、米国とEUによる制裁解除・緩和と相まって、今後、銀行を介した商取引で主な障壁が取り払われることとなる。

ただし、上記の制裁は解除・緩和されるものの、イランへの武器禁輸措置については5年間、ミサイル関連技術の取得禁止措置については8年間、解除されない見込みである。

4. 合意履行への障害とスナップバック条項

(1)米国議会の動向

JCPOAでは段階的な履行が定められたものの、道のりは平坦ではない。最初の関門はAdoption Day以前に訪れると見られている。

米国では米国議会がJCPOAを審議することになっている。議会はJCPOAを60日間レビューする予定であるが、上院・下院ともに共和党多数の議会が不承認とする可能性が高く、審議が12日間延長されると見込まれている。これに対して、大統領は拒否権を行使すると言明しており、これにより更に10日間、議会審議が延びると見られている。かかる事情から、米国議会は最大82日間、審議を行わなければならない。米国による承

⁶ それぞれ安保理決議 1696 (2006)、1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008)、1835 (2008)、1929 (2010)、2224 (2015)

認が遅れば、遅れるほど、JCPOAのスケジュールは後ろ倒しになる。

ただ、最終的には大統領の拒否権をもって、JCPOAは承認され、合意内容の履行に問題は生じないとの見方が多い。⁷

(2)イラン国内の動向

JCPOAの履行において、イラン国内の動向も注視する必要がある。ロウハーニ大統領率いる中道右派政権が主導したP5+1との交渉は、最終合意妥結前からイラン国内の保守強硬派による批判の対象となっている。7月14日の合意後もJCPOAは保守強硬派からの批判に晒され続けている。

2015年7月下旬よりJCPOAはイラン国会で検討されているが、現在のイラン国会は保守派が力を有しており、その一部を構成する保守強硬派がJCPOAの取り扱いに対して、どのような姿勢を見せるのか予断は許せない。

しかしながら、現時点でイランの最高指導者であるハメネイ師はJCPOAに支持を表明している。これを受け、イランにおいてもJCPOAの承認と履行が進んでいくとの見方が強い。

(3)スナップバック条項

仮にJCPOAに則って、イランが合意を履行しなかった場合、イランに制裁を科す安保理決議が復活する（スナップバック）点も留意する必要がある。

勿論、合意が履行されていないと主張されたとしても、すぐにイランに対する経済制裁が復活するわけではない。JCPOAでは合意不履行を審議する紛争解決メカニズムが整備されている。

その紛争解決メカニズムは以下の通りである。⁸

このメカニズムから分かることは合同委員会や外相級協議、そして国連安保理での議論を併せると、最低でも60日の猶予期間があるということである。

- ①合意が着実に履行されていないという疑義がある場合、P5+1とイランは合同委員会（Joint Commission）へ上程することができる。上程の後、P5+1とイランで構成される合同委員会で問題が審議される。審議期間は15日間だが、コンセンサスの上で延長可能である。

⁷ 大統領の拒否権は議会の三分の二以上の票数で覆すことができるが、JCPOAに反対する共和党は三分の二以上の票数を得られないと見られている。

⁸ JCPOAでは「欧米が合意を履行していない」とイランが主張した際にも、合同委員会への上程を通して、紛争解決の場が設けられる旨、規定されている。

- ②合同委員会で問題解決がなされない場合は外相同士で審議される。こちらも審議期間は15日間だが、コンセンサスの上で延長可能である。⁹
- ③上記の審議期間（30日間）で問題解決がなされなかった場合、合同委員会は最大5日間、諮問会議に勧告を求めていれば、その勧告が問題の解決策になるか検討する。
- ④問題解決が依然としてなされなかった場合、P5+1やイランの求めに応じて、審議の場は国連安保理に移される。安保理では制裁解除を継続するかどうかを決議にかける。安保理に移されてから、30日以内に制裁解除を継続する決議が採択されなかったら、Implementation Dayに解除された7つの制裁決議が復活する。

5. おわりに

本カントリーレビューは、JCPOAのスケジュール・内容、そしてJCPOAの履行を妨げるかもしれない障害に焦点を当て、まとめたものである。米国議会やイラン国会の今後の動向は楽観視できないものの、早ければ、2015年12月に米国、EU、国連安保理は制裁を解除・緩和する可能性もある。

しかしながら、米国による経済制裁解除・緩和はNon-U.S. personsのみに的を絞ったものである点に留意する必要がある。日本企業の米国法人は米国による経済制裁解除・緩和後においても、経済制裁の対象となる見込みである。加えて、イランとのドル決済は引き続き制限されると見られることから、今後、実施される経済制裁解除・緩和の内容を十分に確認・精査する必要がある。

以上

(2015年9月7日 記)

⁹ P5+1 とイランは必要に応じて、合同委員会での審議後、外相同士による審議と並行して、諮問会議（Advisory Board: P5+1 や第三者機関からの3名で構成）による勧告を求めることができる。諮問会議は15日以内に勧告を出す。勧告には拘束力はない。

NEXI Web サービスのリニューアルスタートについて

NEXIでは、更なるお客様の利便性向上とサービス内容の拡充を図るため、保険手続のWeb化を進めております。2015年7月13日より、先ず保険をご利用いただく前の手続について新サービスを開始いたしましたので、その内容をお客様から寄せられた主なご質問と共にご紹介します。

1. Web サービスの拡充に際しての基本方針と取組、リリースされた手続について

Webサービスの機能拡充にあたっては、NEXIの業務運営のなかで徹底した効率化を図るとともに、お客様に対しては「お客様の負担軽減」、「インターフェイスの拡充」、「セキュリティの強化」の実現を基本方針に掲げており、以下の取組を行いました。

「お客様の負担軽減」:

各種申込のWeb化を通じ、申込時の代表者印押印の削減、エビデンスレス化の拡充、入力いただく情報の簡素化を実現しました。

「インターフェイスの拡充」:

お客様に向けての「お知らせ」機能や、申込手続きの進捗が確認できる「Web申込状況照会一覧」を新設しました。

「セキュリティの強化」:

Web機能の強化に伴って参照対象となった重要情報を適切に保護するため、通常のログインID・パスワードに加え、ワンタイムパスワード機能を設けました。



(ユーザーページ(トップページ)のデザインも一新しました)

また、7月13日より、保険をご利用いただく前の手続である「保険利用者登録」、「Webサービス利用登録」がWeb経由で行える新サービスを開始いたしました。また、Webサービス利用登録(ユ

ーザーIDの取得)後にご利用いただけるサービスとして、以下の手順がWeb経由で行っていただけるようになりました。

(詳しくはNEXI WebサイトのWebサービスの概要 <http://nexi.go.jp/webservice/index.html> をご覧ください。)

- ◇ 保険利用者情報や Web ユーザーID 情報の変更の手続
- ◇ 銀行口座の登録の手続
- ◇ 海外商社に関する手続(登録・変更・スリーピング候補バイヤー解除)、信用調査報告書の NEXI 取得申込み

Web サービスを利用しての手続は原則として Web 上で完了し、申込書やエビデンスの郵送は不要としています。お客様の利便性向上に加え、手続のスピードアップにも貢献するものと考えています。

2. 今後の取組・リリース予定について

今後、以下の新サービスの開始を予定しております。お客様には、進展について適宜ご案内して参ります。

【2015年12月】

- ◇ 貿易一般保険(個別保険)の新規申込み・内容変更通知の Web 化
- ◇ 貿易一般保険の事故に関する手続の Web 化

【2016年4月】

- ◇ 中小企業輸出代金保険の新規申込み・事故に関する手続の Web 化

【2017年3月】

- ◇ 企業総合保険における支払限度額設定の一部 Web 化

3. お客様から寄せられた照会について

次に、7月13日のリリース以降にお客様から寄せられた保険利用者登録や海外商社登録に関する主なご照会について、Q&A形式にてご紹介します。

【保険利用者登録及び Web サービス利用登録に関する照会】

Q. 新規の保険利用者コード及び Web ID の発行手続はどのようなものですか。また、発行までにはどれくらい時間がかかりますか。

A. ID を発行する当初手続きは、Web 入力情報を「保険利用者登録申込書」(既に保険利用者コードをお持ちの方は「Web ユーザー登録申込書」)として印刷していただき、捺印のうえ、NEXI に郵送ください。

申込書が NEXI に到着次第、保険利用者コード及び Web ご利用のための ID とパスワードの発行手続きを行い、遅くとも 5 営業日以内に「保険利用者／Web ユーザー登録完了通知書」を発送いたします。

Q. 2015 年 7 月 13 日以前から持っていた Web ID が使えなくなったのですが。

A. 大変申し訳ございませんが、7 月 13 日からの新サービスを利用するためには、新しい ID の取得が必要です。HP 上から新 ID の取得手続きを行って下さい。

Q. 申込書への押印について、代表者印ではなく部門長等の印鑑ではだめですか。

A. お手数をおかけしますが、代表者様の印を押して頂けますようお願いいたします(社判(角印等)も不可となります)。Web ID 取得時に一度だけ代表者様の印をいただくことにより、今後 Web を通じた保険手続の際には一切押印が不要となります。その後は保険申込みも押印無しで Web から直接行っていただけます。

Q. 入力を 3 回間違えてしまいパスワードが失効してしまったのですが。

A. HP の「Web サービス・ログイン」をクリックし、ログイン画面で「…パスワードを忘れた場合は、[こちら](#)からパスワードの再発行してください。」という画面がありますので、こちらで再度パスワードを取得なさって下さい(申込者 ID を保有の方は、自社の Web 管理者に再発行を依頼して下さい)。

【海外商社登録に関するご照会】

Q. 海外商社登録を Web サービスで行うと、従来よりも手続期間は短くなりますか。

A. お申込みから NEXI が受理するまでが郵送に比べると短縮されること、手続が完了次第即時に結果をご確認いただけることから、従来よりもスピーディであることをご実感いただけると思います。

Q. 至急で海外商社を登録することはできますか。

A. 保険申込み期限が迫っている等でお急ぎの場合は(ステップ1)「申込み情報の入力」の「連絡事項」欄にてお知らせ下さい。可能な限り迅速に手続を進めさせていただきます。なお、NEXI に信用調査報告書の取得を依頼される場合についての至急のご依頼は承っておりません。

Q. 誤った内容で申込を完了しました。取消すことはできますか。

A. 添付資料を間違えたなど、お申込完了後に申込内容の誤りにお気づきになった場合は、審査部と信管理グループまでお問い合わせ下さい。

Q. 申込み内容の補足説明をしたい場合、どこに入力すればよいですか。

A. ステップ1「申込み情報の入力」の「連絡事項」欄にご記入下さい。例えば「追加を希望する住所は補完する資料の3ページ目です」といった情報を入れていただければ、よりスムーズに手続きができます。

Q. 中小企業支援制度を利用した無料の信用調査を依頼したいのですが。

A. ステップ2「必要書類の確認」で「信用調査報告書の取得をNEXIに申込み場合」を選択し、「中小企業支援制度利用の確認」欄で「無料で取得します」にチェックを入れてください。

Q. 自社の子会社を登録する方法を教えてください。

A. 海外子会社が海外商社名簿に登録のない場合は「海外商社登録」のお手続き、登録のある場合は「海外商社変更」のお手続きにて登録ができます。(ステップ1)「申込情報の入力」の「自社の子会社の登録希望」欄で「希望する」を選択してください。お手続きには資本関係または人的関係を確認できる書類のご提出が必要です。

Q. 手続きが完了したことをどうやって知ることができますか。

A. Web サービスではご申請者のメールアドレス宛に手続き完了通知が届きます。また、「海外商社登録(変更)手続き完了のお知らせ」をユーザーページからご覧いただけます。

NEXIは、Webサービスの拡充を通じ、更なるお客様満足の向上に努めてまいります。

《お問い合わせ窓口》

【保険利用者登録及びWebサービス利用登録に関する照会】

独立行政法人 日本貿易保険 本店 Webサービスご相談窓口

E-mail: web-support@nexi.go.jp

【海外商社登録に関するご照会】

独立行政法人 日本貿易保険 審査部与信管理グループ

E-mail: buyer-tokyo@nexi.go.jp

以上